

## 2016年度 人事院勧告

1. 月例給、一時金ともに3年連続引き上げ
2. 両立支援制度（扶養手当）の見直し

8月8日(月)、人事院は、内閣と国会に対し、月例給、一時金（ボーナス）の引き上げ、両立支援制度の見直し等の勧告を行いました。

### ○給与勧告のポイント

#### 月例給、一時金（ボーナス）ともに引き上げ

- ①民間給与との較差（0.17%）、708円を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ。
- ②一時金（ボーナス）を引き上げ（0.10月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の改正

- ①給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引き上げ。
- ②配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げ。
- ③専門スタッフ職俸給表に4級を新設。

#### 今後の予定

8月29日(月)	県人事委員会要請行動
8月30日(火)	東北・北海道各県人事委員会要請行動
9月中旬	人事委員会交渉、支援行動
10月上旬	人事委員会勧告
10月下旬	人事委員会確定闘争

人事院勧告は国家公務員の給与に関する勧告であり、岩手県段階のとりくみはこれからが正念場です。岩手高教組は関係組織と連携して、2016年度県人事委員会勧告にむけてとりくみを展開し、現場の声を強く行政に訴えていきます。



7月26日公務員連絡会人勧期中央行動